

Ⅱ 章 - 自治会等への加入を促進しよう

【まとめて開発される戸建て住宅】

まとめて開発される戸建て住宅の場合は、入居前に開発業者に働きかけることが大切です。

取り組みの基本

開発計画を知った時点で、開発業者に入居者への加入案内を依頼しましょう。

加入に至らなかった世帯には、戸別訪問などの働きかけが必要になります。



【新たに開発される集合住宅】P. 17～18 参照

【訪問】P. 10～13 参照

開発業者に協力してもらう

戸建て住宅の場合、集合住宅のように管理組合や管理会社が無く、代表者に加入のとりまとめを依頼できません。

開発業者と信頼関係を築き、入居前から加入を呼びかけられるようにしましょう。

◆自治会等の活動を広報する

開発業者に自治会等の広報紙や行事のチラシなどを配付し、加入案内をしてもらうなど、協力を依頼しましょう。

◆入居予定日を教えてください

同じ開発区域内でも、各世帯の入居日は異なります。

開発業者に各戸の入居予定日を教えてください、入居後、間を置かずに戸別訪問しましょう。



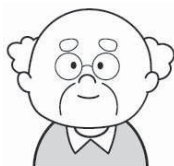
自治会等の必要性を伝える

◆自治会等全体での取り組み

街路灯の管理や通学路の安全確保などの身近な課題は、自治会全体で取り組むことで、より円滑に解決できること、また、災害などの緊急時に身近な助け合いができる関係づくりが大切であることを伝えましょう。

◆世帯に合わせた取り組み

高齢者世帯であれば、地域の交流サロン、子育て世帯であれば、お祭りやクリスマス会といったように、世帯の状況に合わせて、自治会等の具体的な取り組みを伝えましょう。



毎日、自治会の役員が交替で児童・生徒の見守りを行っています。
子どもたちや、保護者との信頼関係ができて、子育て世帯の自治会等への関心が高まり、円滑な加入につながっています。

県 内 初 ！ 三 者 協 定 締 結

～宅建協会・連合まちづくり協議会・明石市でがっちりスクラム！～

自治会・町内会の加入促進を図るため、兵庫県宅地建物取引業協会明石支部（以下、宅建協会）と明石市連合まちづくり協議会（以下、連合）、市の３者は、平成 25 年 11 月 11 日付で、「明石市における自治会への加入促進に関する協定書」を結びました。これは兵庫県下初の取り組みです。

協 定 内 容

宅建協会・連合・市は、自治会加入促進に関し、お互いに連携して取り組みます。

宅建協会は、住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行おうとする場合、その世帯に対し自治会等への加入を勧める協力をしてくれます。

今 後 期 待 さ れ る 効 果

●住宅契約段階における加入促進の強化

自治会等や市からの働きかけだけでなく、住宅の販売や賃貸契約の際に仲介する不動産業者からも自治会等への加入を呼びかけてもらうことができます。

●対外的な PR

宅建協会・連合・市の取り組み姿勢を、新規転入者や自治会未加入者等だけでなく、全市民および市外に対しても PR できます。

協 定 書 全 文

明石市連合まちづくり協議会及び兵庫県宅地建物取引業協会明石支部並びに明石市は、相互に連携、協力し、次に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

- 第 1 条 この協定は、３者が連携し、いつまでも住み続けたい、住んでよかったと思えるまちを目指すため、明石市における自治会への加入促進に関して、相互に協力し、地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。
- 第 2 条 ３者は、自治会加入促進に関し、相互に連携するとともに、宅建協会明石支部は、住宅の販売や賃貸の管理・仲介等を行おうとする場合、その世帯に対し自治会への加入を勧めるよう協力する。
- 第 3 条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、３者のいずれからも改廃の申し出がないときは、満了の翌日から 1 年間ごとに更新するものとする。
- 第 4 条 この協定書に定めのない事項および内容を変更する事項については、３者が協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、３者が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。
(平成 25 年 11 月 11 日)